

中央教育審議会の会議を経ないで行われた諮問について

○生涯学習分科会

通信教育の認定及び廃止等について（平成 25 年 12 月 5 日） · · · · · 3

○関連規定 · · · · · 21

卷之三
第三章
第三節
第三項

中華人民共和国
地圖出版社

中國地圖出版社編
中國地圖出版社印製

地圖出版社



第 1 回の中央教育審議会が開催されました

25文科生第488号

幹事の報告

みゆき

みやび

中央教育審議会

本題にて、通信教育の認定及び廃止等について、社会教育法（昭和24年法律第207号）第51条第3項及び第55条第2項の規定に基づき諮問します。

幹事の報告

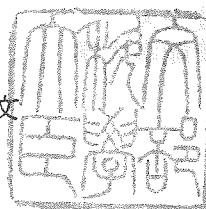
通信教育の認定及び廃止等について、社会教育法（昭和24年法律第207号）第51条第3項及び第55条第2項の規定に基づき諮問します。

本題にて、通信教育の認定及び廃止等について、社会教育法（昭和24年法律第207号）第51条第3項及び第55条第2項の規定に基づき諮問します。

平成25年1月5日付で、文部科学大臣より、本題にて、通信教育の認定及び廃止等について、社会教育法（昭和24年法律第207号）第51条第3項及び第55条第2項の規定に基づき諮問します。

文部科学大臣

下村博文



本題にて、通信教育の認定及び廃止等について、社会教育法（昭和24年法律第207号）第51条第3項及び第55条第2項の規定に基づき諮問します。

本題にて、通信教育の認定及び廃止等について、社会教育法（昭和24年法律第207号）第51条第3項及び第55条第2項の規定に基づき諮問します。

本題にて、通信教育の認定及び廃止等について、社会教育法（昭和24年法律第207号）第51条第3項及び第55条第2項の規定に基づき諮問します。

文部科学省認定社会通信教育 申請一覧

1. 認定の申請(1 法人5課程)

申請団体名	課程名	講座の概要
学校法人 産業能率大学	実践リーダーシップ講座	「持論アプローチによるリーダーシップ開発」を通じて「自分自身の“マイ”リーダーシップ」を育むためのプログラム学習を行い、役職の有無に関わらずリーダーシップを発揮するための知識と技術を身につける。
	幕末リーダーに学ぶリーダーシップ講座	坂本龍馬や西郷隆盛をはじめとした、個性あふれる幕末志士たちの決断や考え、行動を、マネジメントやリーダーシップの観点から学習し、自分自身の能力の涵養をはかる。
	ザ・仕事エキスパート講座	仕事に対する幅広く奥深い見方、考え方を養い、ひとまわり大きな仕事を指向できるようになることを目指し、職務担当者としての業務遂行能力とその専門性の強化とともにチームやプロジェクトのリーダーとしての行動のポイントについても学習する。
	ザ・仕事プロ講座	中堅社員として、組織の第一線で活躍し続けていくための役割意識やキャリア観、成長意欲、自己管理能力を醸成する。仕事を的確に推進し、組織から期待される成果を創造し続けるための協働姿勢やビジネスコミュニケーションのスキルについても学習する。
	メンバーが生きる教え方・育て方講座	スキルの「習熟」と人間としての「成熟」という2つの観点から、メンバーの指導・育成方法を体系的に学習する。また、メンバーを若手・中堅・ベテランという3つの世代に分け、ケースを活用しながら、具体的な実践方法を身につける。

2. 廃止の申請(2法人7課程)

申請団体名	課程名	廃止の理由
公益財団法人 日本英語検定協会	英語ルール60英語講座	文法ルールを習得することによる会話力の向上を目的としていたが、社会的にコミュニケーション力としての英語が必要とされる傾向が強まり、文法から学ぶ講座の必要性が薄まってきたため。
	英検対策講座1級クラス	本基本書
	英検対策講座準1級クラス	平成21年9月1日に財団法人日本英語検定協会(当時)と財団法人日本英語教育協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなったため。
	英検対策講座2級クラス	また、実用英語検定試験の対策講座として、問題形式や語彙・表現を徹底研究・分析をして開講していたが、その後の検定試験の改訂に伴い、講座の内容が最新の検定試験とは乖離するものとなつたため。
	英検対策講座準2級クラス	
	英検対策講座3級クラス	
一般社団法人 日本経営協会	経営実務講座経済入門コース	今日の社会環境や経済環境の激変により、部分的な改定では、実際の社会経済状況に追いつかなくなつておらず、受講者数も年々減少しているため。

3. 条件の変更の申請(2法人2課程)

申請団体名	課程名	変更事項	変更の理由
公益財団法人 日本音楽教育文化振興会	音楽講座作曲学コース	基本教材の内容の変更	現行の基本教材及び学習指導書の内容を、現代のニーズに合ったものに変更するため。
学校法人 産業能率大学	マネジメント基本講座	基本教材の内容の変更	昨今の経営環境や労働環境の変化を受けて、今日的なマネジメントの基本を身につけるよう、教材内容の全面的な見直しを行うため。

文部科学省認定社会通信教育 認定申請について

（1）学校法人 産業能率大学

（1）法人の概要

①目的 教育基本法及び学校教育法に従い、マネジメントの原理にもとづき、科学的な経営・管理の実をあげうる人を養成するとともに、よき社会人を育成することを目的とする。

②事務所の所在地 東京都世田谷区等々力6-39-5

③設立年月日 昭和25年3月14日

④所管官庁 文部科学省

（2）認定しようとする課程の概要

1. 実践リーダーシップ講座

①通信教育の目的 「持論アプローチによるリーダーシップ開発」を通じて、「自分自身の“マイ”リーダーシップ」を育むためのプログラム学習を行い、役職の有無にかかわらずリーダーシップを発揮するための知識と技術を身につける。

②修業期間 2ヶ月（2ヶ月まで延長可能）

③受講料 20,520円（登録料含む）

④開始時期 文部科学大臣の許可があった日

⑤教材概要 教材は基本教材2冊。

1. 「実践と成長のリーダーシップ」
(私ならではのリーダーシップを開発する、リーダーシップを考える視点、リーダーシップ発揮の多様な姿、ビジネスパーソンの成長とリーダーシップ)

2. 「リーダーシップ・セオリージャングル」
(リーダーシップ・セオリージャングルを探検しよう、

(主催等身大のビジネスパーソンの持論、ビジネスリーダー
や実業家、政治家等の持論、各界の実践家の持論、探検の終わりに)

2. 幕末リーダーシップに学ぶリーダーシップ講座

①通信教育の目的 坂本龍馬や西郷隆盛をはじめとした、個性あふれる幕末志士たちの決断や考え方、行動を、マネジメントやリーダーシップの観点から学習し、自分自身の能力の涵養をはかる。

②修業期間 2か月（2か月まで延長可能）

③受講料 24,840円（登録料含む）

④開始時期 文部科学大臣の許可のあった日

⑤教材概要 教材は基本教材1冊及び補助教材1冊。

1. 「幕末リーダーに学ぶリーダーシップ」

（坂本龍馬に学ぶ「ビジョナリー型」リーダーシップ、
西郷隆盛に学ぶ「人情型」リーダーシップ、大久保利通に学ぶ「管理型」リーダーシップ等）

2. 「幕末リーダーワークブック」（補助教材）

絵(ビジョン)を描く、巻き込む、やり遂げる）

3. ザ・仕事エキスパート講座

①通信教育の目的 仕事に対する幅広く奥深い見方、考え方を養い、ひとり大きな仕事を指向できるようになることを目指し、職務担当者としての業務遂行能力とその専門性の強化とともに、チームやプロジェクトのリーダーとしての行動のポイントについても学習する。

②修業期間 4か月（4か月まで延長可能）

③受講料 28,080円（登録料含む）

④開始時期 文部科学大臣の許可のあった日

⑤教材概要 教材は基本教材4冊。

1. 「企業活動と仕事エキスパート」

（中堅社員の立場と役割、時代状況と企業活動、リーダーとしての考え方と行動のしかた）

2. 「基準づくりと目標設定」

(中堅社員の気分、中堅社員の目標設定、リーダーシップとグループの目標)

3. 「仕事の推進と協働関係」

(課題の明確化と共有化、課題の実行計画と統制、課題の推進)

4. 「仕事と自己の成長」

(自己という存在について考える、自分の欲望についての自己意識の自己表現を考える、自己現実について考える等)

4. ザ・仕事プロ講座

①通信教育の目的

中堅社員として、組織の第一線で活躍し続けていくための役割意識やキャリア観、成長意欲、自己管理能力を醸成する。仕事を的確に推進し、組織から期待される成果を創造し続けるための目標達成や問題解決のスキルを身につけるとともに、チームで成果を上げるための協働姿勢、およびビジネスコミュニケーションのスキルについても学習する。

②修業期間

3か月（3か月まで延長可能）

③受講料

24,300円（登録料含む）

④開始時期

文部科学大臣の許可のあった日

⑤教材概要

教材は基本教材3冊。

1. 「仕事プロとしての成長」

（「仕事プロとしての意識と行動を理解する、自分のキャリアは自分で切り拓く、自律的・主体的に仕事に取り組む等）

2. 「仕事の的確な推進と問題解決」

（「仕事の捉え方セルフマネジメントの基本、課題づくりと目標設定、仕事の計画づくり等）

3. 「協働の推進と中堅社員の役割」

（「協働の推進と中堅社員の役割、ビジネスにおけるコミュニケーション、的確な情報伝達等）

5. メンバーが活きる教え方・育て方講座

- ①通信教育の目的 スキルの「習熟」と人間としての「成熟」という2つの観点から、メンバーの指導・育成方法を体系的に学習する。また、メンバーを若手・中堅・ベテランという3つの世代に分け、ケースを活用しながら、具体的な実践方法を身につける。
- ②修業期間 2か月（2か月まで延長可能）
- ③受講料 23,760円（登録料含む）
- ④開始時期 文部科学大臣の許可のあった日
- ⑤教材概要 教材は基本教材2冊。
1. 「メンバーが活きるOJTの基本」
(人材育成の重要性とOJTリーダーの役割、習熟支援の計画、習熟支援の実際、成熟を支援する)
2. 「ケースで学ぶ世代別OJTの実践」
(世代別にメンバーを捉える、若手社員の指導・育成、中堅社員の指導・育成等)

文部科学省認定社会通信教育廃止申請について

I 公益財団法人 日本英語検定協会

(1) 法人の概要

- ①目的 日常の社会生活に必要な英語の普及、向上および習得に資するため、別に定める実用英語技能審査基準に従い、その習得した英語の能力を検定し、及びその能力を養成し、我が国における生涯学習の振興に寄与することを目的とする。
- ②事務所の所在地 東京都新宿区横寺町55
- ③設立年月日 昭和38年4月5日
- ④旧所管官庁 文部科学省

(2) 廃止しようとする課程の概要

1. 英語ルール 60 英語講座

- ①認定年月日 平成3年3月12日
- ②通信教育の目的 会話に必要な基本文法の60のルールを習得することで英会話の上達を図る。
- ③修業期間 3か月（3か月まで延長可能）
- ④廃止の理由 文法ルールを習得することによる会話力の向上を目的としていたが、社会的にコミュニケーション力としての英語が必要とされる傾向が強まり、文法から学ぶ講座の必要性が薄まってきたため。
- ⑤受講者の措置 すでに新規募集は停止しており、全ての受講生の学修期

間は終了している。

⑥廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

平成21年9月1日 文部科学大臣の許可のあった日

実用英語検定協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなったため。また、実用英語検定試験の対策講座として、問題形式や語彙・表現を徹底研究・分析をして開講していたが、その後の検定試験の改訂に伴い、講座の内容が最新の検定試験とは乖離するものとなつたため。

2. 英検対策講座 1級クラス

実用英語検定協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなりました。

①認定年月日 平成3年8月5日

実用英語検定協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなりました。

②通信教育の目的

過去の1級問題を徹底研究・分析。英検合格にターゲットをしほり、語彙・慣用句・語法・文法・読解・記述(英作・和訳・要約)問題からリスニング、スピーチ演習まで

系統的に学ぶ。

③修業期間 6ヶ月(6ヶ月まで延長可能)

④廃止の理由

平成21年9月1日に財団法人日本英語検定協会(当時)と

財団法人日本英語教育協会が合併し、実用英語検定試験に

対応した講座が重複することとなつたため。また、実用英

語検定試験の対策講座として、問題形式や語彙・表現を徹

底研究・分析をして開講していたが、その後の検定試験の

改訂に伴い、講座の内容が最新の検定試験とは乖離するも

のとなつたため。

⑤受講者の措置

すでに新規募集は停止しており、全ての受講生の学修期

間は終了している。

⑥廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

実用英語検定協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなりました。

3. 英検対策講座 準1級クラス

実用英語検定協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなりました。

①認定年月日 平成3年8月5日

実用英語検定協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなりました。

②通信教育の目的

これまでの準1級問題を徹底研究・分析。英検合格にタ

ーゲットをしほり、語彙・慣用句・語法・文法・語法・整

序・読解問題からリスニング、ナレーション演習まで系統

的に学ぶ。

③修業期間	6か月（6か月まで延長可能）
④廃止の理由	平成21年9月1日に財団法人日本英語検定協会（当時）と財団法人日本英語教育協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなったため。また、実用英語検定試験の対策講座として、問題形式や語彙・表現を徹底研究・分析をして開講していたが、その後の検定試験の改訂に伴い、講座の内容が最新の検定試験とは乖離するものとなつたため。
⑤受講者の措置	すでに新規募集は停止しており、全ての受講生の学修期間は終了している。

⑥廃止の時期	文部科学大臣の許可のあった日
--------	----------------

4. <u>英検対策講座 2級クラス</u>	平成21年9月1日
①認定期月日	平成3年8月5日
②通信教育の目的	これまでの2級問題を徹底研究・分析。英検合格にターゲットをしぼり、語彙・慣用句・語法・文法・語法・整序・読解問題からリスニングまで系統的に学ぶ。

③修業期間	6か月（6か月まで延長可能）
④廃止の理由	平成21年9月1日に財団法人日本英語検定協会（当時）と財団法人日本英語教育協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなったため。また、実用英語検定試験の対策講座として、問題形式や語彙・表現を徹底研究・分析をして開講していたが、その後の検定試験の改訂に伴い、講座の内容が最新の検定試験とは乖離するものとなつたため。
⑤受講者の措置	すでに新規募集は停止しており、全ての受講生の学修期間は終了している。

文部科学大臣の許可のあった日

本や雑誌・教科書等で英語の実用的知識を身につけた者

5. 英検対策講座 準2級クラス

①認定年月日	平成7年7月18日
②通信教育の目的	過去に出題された問題をもとに語彙・慣用句・語法・読解問題を分析し、系統的に学ぶ。
③修業期間	3か月（3か月まで延長可能）
④廃止の理由	平成21年9月1日に財団法人日本英語検定協会（当時）と財団法人日本英語教育協会が合併し、実用英語検定試験に対応した講座が重複することとなったため。また、実用英語検定試験の対策講座として、問題形式や語彙・表現を徹底研究・分析をして開講していたが、その後の検定試験の改訂に伴い、講座の内容が最新の検定試験とは乖離するものとなつたため。
⑤受講者の措置	すでに新規募集は停止しており、全ての受講生の学修期間は終了している。
⑥廃止の時期	文部科学大臣の許可のあった日

6. 英検対策講座 3級クラス

①認定年月日	平成3年8月5日
②通信教育の目的	語彙・慣用句・語法・整序・読解と多角的に過去の問題を研究・分析した予想問題、リスニング、面接演習を通じて学ぶ。
③修業期間	3か月（3か月まで延長可能）
④廃止の理由	平成21年9月1日に財団法人日本英語検定協会（当時）と財団法人日本英語教育協会が合併し、実用英語検定試験に

対応した講座が重複することとなつたため。また、実用英語検定試験の対策講座として、問題形式や語彙・表現を徹底研究・分析をして開講していたが、その後の検定試験の改訂に伴い、講座の内容が最新の検定試験とは乖離するものとなつたため。

⑤受講者の措置 すでに新規募集は停止しており、全ての受講生の学修期間は終了している。

⑥廢止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

Ⅱ 一般社団法人 日本経営協会

(1) 法人の概要

- ①目的 経営及びオフィス・マネジメントに関する調査研究及び診断指導、展示会、講演会等の開催、人材育成等を行うことにより、経営及びオフィス・マネジメントの革新及び社会資産の創出並びに新しい価値創造の推進を図り、もって我が国経済社会の発展と豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。
- ②事務所の所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
- ③設立年月日 昭和24年2月28日
- ④旧所管官庁 経済産業省

(2) 廃止しようとする課程の概要

1. 経営実務講座経済入門コース

- ①認定年月日 平成5年5月11日
- ②通信教育の目的 身近な経済問題から国際経済の問題まで学習し、実務に応用できることを目的とする。
- ③修業期間 3ヶ月（3ヶ月まで延長可能）
- ④廃止の理由 今日の社会環境や経済環境の激変により、部分的な改定では、実際の社会経済状況に追いつかなくなってしまっており、受講者数も年々減少しているため。
- ⑤受講者の措置 すでに新規募集は停止しており、全ての受講生の学修期間は終了している。
- ⑥廃止の時期 文部科学大臣の許可のあった日

文部科学省認定社会通信教育会条件の変更の申請について

I 公益財団法人 日本音楽教育文化振興会

提出の日付 1月1日

(1) 法人の概要

①目的 我が国における音楽教育の状況及び音楽に関する調査・研究を行い、音楽通信教育を実施し、あわせて音楽教育振興に関する諸事業を行い、もって音楽教育並びに音楽文化の普及、向上、発展を図ることを目的とする。

②事務所の所在地 東京都文京区本郷4-15-9

③設立年月日 昭和29年12月17日

④旧所管官庁 文部科学省

(2) 条件を変更しようとする課程の概要

1. 音楽講座作曲学コース

①認定年月日 昭和24年1月25日

②通信教育の目的 通信によって音楽の知識と技術を教授することを目的とする。

③修了期間 6ヶ月（6ヶ月まで延長可能）

④受講料 23,100円

⑤変更理由 現行の教科書及び学習指導書の内容を、現代のニーズに合った内容に変更するため。

⑥変更時期 文部科学大臣の許可のあった日

II 学校法人 産業能率大学

(1) 法人の概要

①目的 **教育基本法及び学校教育法に従い、マネジメントの原理にもとづき、科学的な経営・管理の実をあげうる人材を養成するとともに、よき社会人を育成することを目的とする。**

②事務所の所在地 東京都世田谷区等々力6-39-5

②設立年月日 昭和25年3月14日

③所管官庁 文部科学省

(2) 条件を変更しようとする課程の概要

1. マネジメント基本講座

①認定年月日 平成8年4月26日

②通信教育の目的 初級管理者としての立場、位置づけ、及びマネジメントの基本知識を学び、初級管理者としてのマネジメントの主要局面でどう考え、どう行動するかをケーススタディ中心に身につけていく。

③修了期間 4ヶ月(4ヶ月まで延長可能)

④受講料 25,920円(登録料含む)

⑤変更理由 経営環境や労働環境の変化を受けて、今日的なマネジメントの基本を身につけられるように、教材内容の全面的な見直しを行ったため。

⑥変更時期 文部科学大臣の許可のあった日

通信教育について

基礎知識

学校通信教育

大学通信教育、短期大学通信教育、高等学校通信教育、中等教育学校（後期課程）の通信教育、特別支援学校の高等部の通信教育（学校教育法）

社会通信教育

学校教育法による通信教育を除いた通信教育

（社会教育法第49条）

〔定義〕通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。（社会教育法第50条）

文部科学省認定社会通信教育

学校、一般社団法人、一般財団法人が実施主体となる。

○社会教育法

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定を与えることができる。

2 (略)

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮詢しなければならない。

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

非認定の社会通信教育

学校、一般社団法人、一般財団法人、個人等が実施主体となる。

社会通信教育について

1 文部科学大臣は、学校又是一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。

平成25年12月現在、実施団体数は28団体、112課程である。

2 文部科学大臣が認定等の申請を受理したときは、社会教育法、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）及び社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）の規定に基づき審査する。

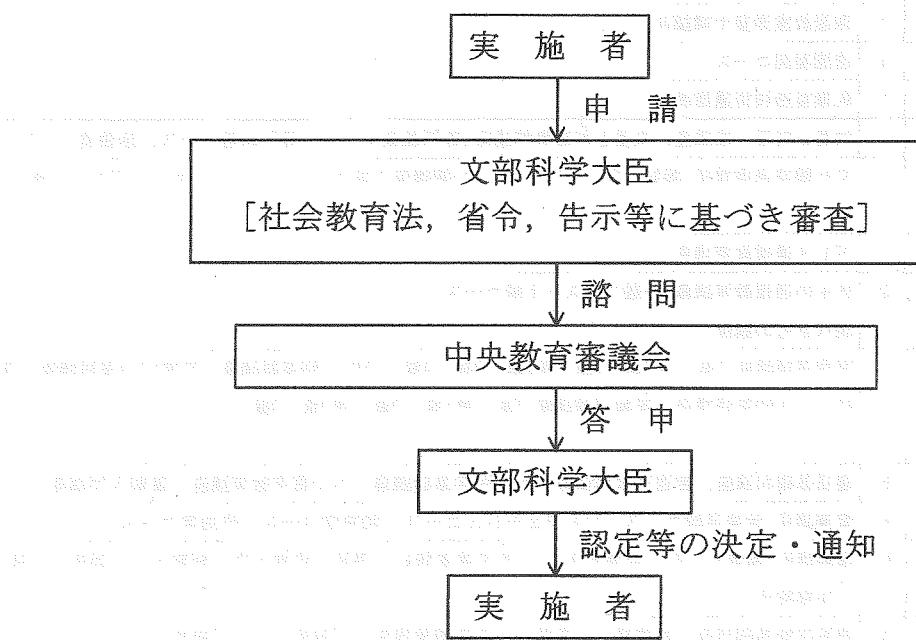
3 認定を与えようとするときは、社会教育法第51条の規定に基づき審議会等に諮問することとされている。廃止又は条件変更の許可（第55条第2項）及び認定の取消（第57条第2項）についても同様である。

〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区分	実施団体数	課程数	年間受講者数
事務系課程	10	37	22千人
技術系課程	7	31	3千人
生活技術・教養系課程	11	44	26千人
計	28	112	51千人

※実施団体数及び課程数は平成25年12月現在。受講者数は平成24年間の数。

4 社会通信教育の認定等の手続



文部科学省認定社会通信教育一覧

平成25年12月現在

団体名		認定課程数及び課程名	
事務系 ～37 課程～	1 (一財) 日本通信教育学園	3	法律講座民法課程、日商簿記検定講座(3級コース、2級コース)
	2 (一財) 実務教育研究所	5	現代統計実務講座、校正実務講座、生涯学習指導者養成講座生涯学習ボランティアコース、編集制作レイアウト講座、多変量解析実務講座
	3 (一社) 日本マネジメントスクール	3	ミドル・マネジメント・コース(基礎課程、実践編)、フォアマン・コース
	4 (公財) 日本生産性本部	3	生産性通信講座(初級コース、上級コース、実務コース)
	5 (学) 川口学園	2	早稲田遠記講座(速習課程、専門課程)
	6 (一社) 日本経営協会	10	企業会計講座(企業会計マスター講座)、現代経営講座(戦略管理者コース、管理者基礎コース、中堅社員実力養成コース)、経営実務講座(営業基礎コース、ビジネス文書速修コース、営業戦力化コース、民法入門コース、経済入門コース、労働法入門コース)
	7 (一社) 公開経営指導協会	1	POP広告実技講座
	8 (学) 産業能率大学	6	漢字能力検定2級受験講座、マネジメント基本講座、製造基本講座、製造監督者講座、生産管理者講座、生産経営者講座
	9 (財) 日本経営教育センター	3	社会保険労務士講座、衛生管理者講座、行政書士講座
	10 (一財) 社会通信教育協会	1	生涯学習支援実践講座生涯学習コーディネーター研修
技術系 ～31 課程～	11 秋田大学工学資源学部	8	秋田大学工学資源学部通信教育講座(地球科学コース、資源開発コース、材料工学基礎コース、電気・電子基礎コース、一般科学技術コース、電気系専門コース、電子系専門コース、材料工学専門コース)
	12 (一社) 日本電気協会	1	電験3種講座
	13 (公財) 国際文化カレッジ	13	自動車講座、オートバイ講座、家庭園芸講座、洋菓子講座、総合盆栽講座、造園講座、ハイキングとカメラ技法、庭木と果樹の手入れ講座、植物医講座、写真作品創作塾、庭の工作物手作り講座、美術品鑑賞・鑑定入門講座、庭師入門講座
	14 (一財) 中央工学校生涯学習センター	6	機械設計製図講座、建築講座設計製図課程木造コース、トレース講座、土地家屋調査士講座、宅地建物取引主任者講座、漢字検定ゼミナール
	15 (公社) 日本測量協会	1	測量教室測量士補講座
	16 (学) 東京農業大学	1	造園製図コース
	17 (一社) 全国農協乳業協会	1	乳業製造技術通信教育
生活技術系 ～44 課程～	18 (学) 香川栄養学園	4	栄養と料理一般講座、栄養と料理専門講座(専門職業コース、専門料理コース、治療食コース)
	19 (学) 文化服装学院通信教育部	2	文化服装通信講座(服装一般)、ファッショントピック講座上級コース(ファッショントピック編)
	20 (学) 杉野学園トレスメーカー学院	1	ドレメ通信教育講座
	21 (学) 大塚学院大塚末子きもの学院	2	きもの通信教育講座(一般コース、上級コース)
	22 (学) 清水学園・朝門学校清水とき・きものアカデミア	1	現代きもの講座
	23 (公財) 日本英語検定協会	14	実用英語講座(1級、準1級、2級、準2級、3級、4級)、YOU CAN英語講座、日常オフィス英語講座、英語ルール60英語講座、英検対策講座(1級、準1級、2級、準2級、3級)
	24 (公財) 日本書道教育学会	5	書道基礎科講座、書道專攻科講座、ペン習字基礎講座、ペン習字教育講座、篆刻入門講座
(教養系 ～28)	25 (公財) 日本音楽教育文化振興会	4	音楽講座(音楽通論コース、ソルフェージュコース、和声学コース、作曲学コース)
	26 (学) 日本放送協会学園	6	漢詩講座(風雅をよむ、自然をよむ)、古文書を読む・基礎、俳句入門、短歌入門、添削で上達川柳実作
	27 (公財) 日本習字教育財団	4	書写技能基礎講座(楷書編、行書編)、書道臨書講座(【楷書Ⅰ】、【楷書Ⅱ】)
	28 (学) サンシャイン学園東京福祉保健専門学校	1	ホームヘルパー養成2級課程・通信コース

(合計 112課程)

関連規定

○中央教育審議会の会議の運営について（抄）

（平成 25 年 2 月 27 日 中央教育審議会申し合わせ）

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（平成 25 年 2 月 27 日中央教育審議会決定）第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

【参照条文】

○中央教育審議会令（抄）

（政令第 280 号 平成 12 年 6 月 7 日）

（分科会）

第五条

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

○中央教育審議会運営規則（抄）

（平成 25 年 2 月 27 日 中央教育審議会決定）

第三条 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、

それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

第2回審議会

分科会

事項

(該)アリ、(該)イニ、(該)ウニの委嘱審議会事務局
生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に
関する法律(平成二年法律第七十一号)の規定に基
づき審議会の権限に属させられた事項及び社会教育
法(昭和二十四年法律第二百七号)の規定に基づき
審議会の権限に属させられた事項(スポーツ・青少
年分科会の所掌に属するものを除く。)

一 理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六
号)第九条第一項、産業教育振興法(昭和二十六
年法律第二百二十八号)及び教育職員免許法(昭
和二十四年法律第百四十七号)の規定に基づき審議
会の権限に属させられた事項

二 理科教育振興法施行令(昭和二十九年政令第三
百十一号)第二条第二項及び産業教育振興法施
行令(昭和二十七年政令第四百五号)第二条第三項
の規定により審議会の権限に属させられた事項

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の
規定に基づき審議会の権限に属させられた事項

二 学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四
十号)第二十三条の二第三項の規定により審議会の
権限に属させられた事項

スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)、
スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年
法律第六十三号)第三十一条第三項及び独立行政法
人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第
百六十二号)第二十一条第二項の規定に基づき審議
会の権限に属させられた事項並びに社会教育法第十
三条の規定に基づき審議会の権限に属させられた事
項(青少年教育に係るものに限る。)

初等中等教育分科会

大学分科会

スポーツ・青少年分科会